

高松市電子黒板貸借業務仕様書

本仕様書は、高松市電子黒板賃貸借業務について記載する。

第一項（業務概要）

本仕様書は、「高松市電子黒板賃貸借業務」において導入する機器の調達、賃貸借及び保守に関するものである。

第二項（賃貸借に関する条件等）

導入機器については、賃貸借契約（機器導入、保守等すべての費用を含む。）とする。なお、受託者が賃貸借契約を直接締結できない場合、受託者は本市の入札参加資格を有し、信頼性、実績ともに優良であると認められる賃貸借会社を選定し、賃貸借業者を明記した「賃貸借会社指名届」を提出し、本市、受託者及び賃貸借会社の三者において契約を締結するものとする。

また、受託者は、本業務の実施で知り得た機密情報及び個人情報を他に開示したり、漏えいしてはならない。これは契約終了後も同様とする。

（1）契約期間

契約締結時から令和12年9月30日までとする。

（2）賃貸借期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。（60ヶ月）

支払条件は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までを毎月完了払いとする。

（3）賃貸借契約満了時の取扱い

受託者と直接賃貸借契約できない場合においては、導入する機器の所有権は、原則賃貸借会社に帰属する。ただし、契約期間満了後は、本市に譲渡扱いとし、返還を求めないこととする。

第三項（導入機器）

（1）導入数量は、別表1のとおりとする。

（2）導入機器の仕様条件については、別表2のとおりとする。

第四項（導入要件）

機器の搬入、設置作業等の実施にあたっては、本市と協議し、指示に従うこと。作業過程において、機器等の損失、損傷等の事故が発生した場合は、天災その他の不可抗力による場

合を除き、すべて受託者が責任を持って弁償するものとする。

(1) 機器搬入・設置・設定

(ア)別表1の各学校において令和7年10月1日から使用が可能となるよう、令和7年9月30日までに各学校に搬入・設置及び設定を完了すること。

(イ)受託者は、搬入・設置・設定等について、事前に本市と協議し、承認を得て、作業日、作業内容を各学校に3日前(土日祝日を除く)に通知し、指示に従い搬入・設置・設定すること。

(ウ)機器等の搬入・設置・設定にあたっては、平日9:00~16:30に実施することとするが、詳細は各学校との協議後決定する。なお、学校業務に影響を及ぼさないよう留意し、事故のないよう行うこと。また、作業費等の追加は生じないこと。

(エ)本業務において発生する廃棄物は、廃棄物処理及び清掃に関する法令に従い、責任を持って処置すること。

(オ)作業を行う場合は、ネーム等の身分を証明できるものを必ず着用すること。

(カ)作業者は進捗状況や作業内容を適宜、本市に報告するものとする。

第五項（保守条件）

保守は、稼働開始から賃貸借期間満了までとし、保守に係る経費は賃借料に含むものとする。

(1) ハード障害に対応できる保守拠点が高松市内にあり、迅速な対応が可能な保守体制を整えておくこと。

(2) 保守の対応範囲は本市の過失によるものを除くハード障害とする。

(3) 保守に係る費用（部品料、技術料、出張料等）は、全て受託者の負担とする。

(4) 受託者は、導入機器について賃貸借期間の保守部品について供給を保証すること。

(5) 賃貸借期間中にハードウェア修正モジュールが製造元より提供された場合は、速やかに対応すること。

(6) 賃貸借契約締結後から賃貸借開始までの期間に機器修繕が生じた場合、受託者の責任において保守を行うこと。

(7) 機器保守対応後、報告書（メンテナンスレポート、サービスレポート等）を本市に提出すること。なお、保守履歴（日時、障害内容、場所等）を記録しておき、本市からの情報提供依頼があった場合には、保守履歴を提供すること。

(8) 保守対象に含めることができない部品等がある場合、事前に本市に報告し、了解を得ること。

(9) 保守対応は、月曜日から金曜日 午前9時から午後5時までとする。

ただし、祝日及びあらかじめ本市と合意した休業日を除く。

(10) 賃貸借期間中の各年度において、5台程度の学校間の機器移設を見込むこと。

(11) 契約開始後、ハード障害について本市側より保守依頼を行った場合、以下に示す時間内に保守作業訪問日時を設置場所の担当者と調整し、迅速に機器を現地にて復旧する措置を行うこと。その後、総合教育センター設置分を障害のあった場所へ設置すると判断した場合は、動作可能な状態を設定し、機器復旧までに設置する作業を行うこと。

設置場所	訪問日時の通知	機器復旧	提示時間内に復旧不可能な場合の処置
別表1のとおり	半日以内	2日以内（土日祝日除く）	保守業者が予備機設置

第六項（完成図書）

作業完了において、機器情報一覧やライセンス証明等の一式を整理し納品するとともに、受託者が作成した資料等については、電子媒体でも納入すること。

別表1 電子黒板等 導入場所及び数量

	学校名	所在地	電子黒板	ディスプレイ スタンド	機器収納 ボックス	書画カメラ (実物投影機)	HDMI ケーブル	電源タップ
1	高松市立桜町中学校	高松市桜町2-12-4	6	6	6	6	12	6
2	高松市立紫雲中学校	高松市紫雲町8-25	6	6	6	6	12	6
3	高松市立紫雲中学校みねやま分校	高松市西宝町2-6-9	1	1	1	1	2	1
4	高松市立玉藻中学校	高松市上福岡町714-1	6	6	6	6	12	6
5	高松市立高松第一中学校	高松市松島町2-14-5	6	6	6	6	12	6
6	高松市立屋島中学校	高松市屋島中町295	6	6	6	6	12	6
7	高松市立協和中学校	高松市元山町88-2	6	6	6	6	12	6
8	高松市立龍雲中学校	高松市出作町331-2	6	6	6	6	12	6
9	高松市立勝賀中学校	高松市香西南町565	6	6	6	6	12	6
10	高松市立一宮中学校	高松市一宮町1185-1	6	6	6	6	12	6
11	高松市立香東中学校	高松市円座町771	6	6	6	6	12	6
12	高松市立下笠居中学校	高松市生島町372-1	6	6	6	6	12	6
13	高松市立下笠居中学校五色台分校	高松市中山町1501-192	1	1	1	1	2	1
14	高松市立山田中学校	高松市川島東町1257-1	6	6	6	6	12	6
15	高松市立太田中学校	高松市太田下町1800	6	6	6	6	12	6
16	高松市立古高松中学校	高松市新田町甲190-1	4	4	4	4	8	4
17	高松市立木太中学校	高松市木太町5059-3	6	6	6	6	12	6
18	高松市立塩江中学校	高松市塩江町安原上231-1	5	5	5	5	10	5
19	高松市立牟礼中学校	高松市牟礼町牟礼46-2	6	6	6	6	12	6
20	高松市立庵治中学校	高松市庵治町691-1	5	5	5	5	10	5
21	高松市立香川第一中学校	高松市香川町浅野1188	6	6	6	6	12	6
22	高松市立香南中学校	高松市香南町横井801	6	6	6	6	12	6
23	高松市立国分寺中学校	高松市国分寺町新居1131-1	6	6	6	6	12	6
24	高松市総合教育センター	高松市末広町5	8	8	8	8	16	8
	合計		132	132	132	132	264	132

別表 2

1 電子黒板（数量は別表1のとおり）

項 目		要 件
ディスプレイ	画面サイズ	65型以上
	解像度	水平 3840× 垂直 2160 ドット以上
	輝度	450cd/m ² 以上
	コントラスト	1200 : 1 以上
	視野角（上下/左右）	178度以上
	前面保護ガラス	厚さ3.2mm以下、硬度8H以上
	本体設定メニュー	日本語表示であること
	フロントパネル操作	本体前面に電源、ホーム、入力切替、ボリューム操作、画面固定（画面静止）の操作ボタンがあること
タッチパネル	検出方法	赤外線遮断検出方式
	PC接続端子	USB 3.0準拠（type-B）×2 以上、USB type-C×1 以上
	マルチタッチ	最大20点マルチタッチ以上、付属ペン及び指先等で操作が可能であること
	映り込み軽減	画面は映り込み軽減処理がされており、目の負担を軽減する保護モードにも対応していること
入力端子	HDMI	3系統以上
	Displayport	1系統以上
	音声	ステレオミニジャック×1系統以上
	パソコン	D-sub15ピン×1系統以上
	USB	USB3.0×4系統以上、USB TYPE-C×1系統以上
	LAN端子	RJ45×1以上
出力端子	HDMI	1系統以上
	音声	ステレオミニジャック×1系統以上、デジタル音声（SPDIF）×1以上
音声	内臓スピーカー	15W+15W以上、前面に配置していること
本体機能		パソコン接続無しで使用できる内蔵ホワイトボード機能があること
		ホワイトボード機能は容易に新規ページを追加でき、複数ページをまとめて保存することが可能であること
		ホワイトボードの背景は、任意の色や画像に変更できること
		ホワイトボードに貼り付けて使える画像の素材が用意されていること
		専用ペンや指先等で描画、操作ができること（同時に10本以上の線が描画できること）
		専用ペンや指先等で書き込み後、描画したものを手のひらで消せること
		書き込み領域をピンチイン、ピンチアウトによって拡大縮小が可能であること
		タイマー機能を有すること
		USBメモリーをアクセスしやすいよう、USBポートがフロント部にあること
		外部入力に接続されている映像の上から描画が可能なこと
		描画した画面を本体もしくはUSBメモリーに保存できること
		リモコンを使わずに入力切替ができること
		電源、入力切替、画面静止、音量、ホームの操作ボタンが前面にあること
		電子黒板と同一なネットワーク上にあるタブレット端末等のデバイスの画面を電子黒板にワイヤレスで転送できること
付属品		リモコン、タッチペン×2本以上、USBケーブル（2～5m×1本／1台あたり）
その他		・Sマーク（電気製品の安全のための第三者認証制度）に対応していること ・カラーユニバーサルデザイン対応であること

2 ディスプレイスタンド（電子黒板1台に付き、1台）

項目	要件
寸法	W900mm×D835mm以内であること
高さ調整機能	手動で簡単に高さ調整可能な昇降式であること
キャスター	Φ100mmの双輪キャスターを4個有し、その内の2個はストッパー機能付きであること
安全性能	震度6弱相当の振動試験に合格していること
その他	・電子黒板を安全に取り付けできる商品であること ・収納ボックス（W890mm×D495mm×H450mm以内）が取付可能なこと

<参考製品> ハヤミ工産 PL-5337B

3 機器収納ボックス（電子黒板1台に付き、1台）

項目	要件
寸法	W890mm×D495mm×H450mm以内であること
セキュリティ	ボックスに扉があり、鍵等によりロックが掛かること
付属品	棚板×1枚以上、コーナーガード×2個以上
その他	・電子黒板用スタンドに安全に取り付けできる商品であること ・総耐荷重40kg以上であること

<参考製品> ハヤミ工産 PLP-B530

4 書画カメラ（実物投影機）（数量は別表1のとおり）

項目	要件
規格	<ul style="list-style-type: none"> ・選定する電子黒板にHDMI接続が可能であること ・HDMI、VGA出力端子があり、Windows OSに対応していること ・拡大縮小ができ、デジタルズーム15倍以上の機能があること ・4K対応であること ・静止画、動画撮影ができること ・照射ライトを搭載していること

<参考製品> エルモ MX-P3

5 その他（電子黒板1台に付き、次のとおり）

項目	数量	備考
HDMIケーブル	2	3m以上 PC及び書画カメラ（実物投影機）にそれぞれ接続できること <参考製品> エレコム CAC-HD1430BK/ID
電源タップ	1	5m以上、180度回転プラグ、3ピンプラグ対応、4個口タイプ <参考製品> エレコム T-T02-3450WH/RS

6 設置

- ・本調達に係る機器の設置場所は、別表1のとおりとする。
- ・設置場所は、各学校と協議の上、指定された教室へ設置を行うこと。
- ・設置場所は、各学校と協議の上、設置を行うこと。
- ・電子黒板に接続するPC等に付属する専用ソフトをインストールする必要があるときは、設定作業時に実施し、動作確認を行うこと。
なお、インストールするPCは各学校の指定するPCにインストールすること。
- ・電子黒板本体の下部の両端2か所には、安全面に配慮したコーナーガードを設置すること。
- ・納入するケーブル類は結線処理すること。
- ・設置に関しては、十分に安全面に配慮すること。